

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 3 年(2021 年)2 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 2 月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)
4. 2 月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) * 「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】社債の発行の目的、募集事項の内容、その決定の経緯等に照らし当該社債の発行が利息制限法の規制を潜脱することを企図して行われたものと認められるなどの特段の事情がある場合を除き、社債には利息制限法 1 条の規定は適用されないと判示(令和 3 年 1 月 26 日最高裁)

【2】別居中の夫婦の婚姻費用分担審判に対する抗告事件において、幼児教育を無償化する制度の開始を理由として婚姻費用の分担額を減額すべきではないとした上で、既払額の増加分について原審を一部変更した事例(令和 1 年 11 月 12 日東京高裁)

【3】LP ガス販売業者 X がガス供給設備を設置した建物を Y が購入しガス供給契約を締結したが、Y が後に同契約を解除したことから、X は設備の残存価格を請求したところ、消費者契約法 9 条 1 号「平均的損害」を超える請求は無効とされた事例(令和 2 年 9 月 16 日東京高裁)

【4】福島県中通り居住の 50 名の原告が福島第一原発事故につき損害賠償を控訴人東京電力ホールディングス株式会社に求めたところ、原賠法 3 条 1 項に基づく原子力損害(原賠法 2 条 2 項)にあたるとし、事故による精神的苦痛についても 30 万円の慰謝料の支払を認めた事案(令和 3 年 1 月 26 日仙台高裁)

【5】エステサロン経営会社 X は Y とエステ契約及び化粧品類等の売買契約を締結したが、Y が同契約を中途解約し売買契約も約定解除したため X が役務精算金及び売買代金の支払を求めたところ、X の請求の大部分が認容された事案(令和 1 年 7 月 25 日福岡地裁)

【6】トランスジェンダーである X は所属する経産省が執務室のある階及びその上下 1 階の女性用トイレの使用を認めなかったこと等につき損害賠償等を請求したところ、真に自認する性別に即した社会生活を送ることは重要な法的利益として請求の一部を認容した事例(令和 1 年 12 月 12 日東京地裁)

【7】X は Y1 銀行の従業員 Y2 の勧誘で外貨建ての変額終身保険を締結したが、当該勧誘には、説明義務違反、重要事項の不実告知、非公開情報保護措置違反等の違法事由があったとして支払済保険料と解約返戻金額との差額等の支払を求めた X 主張が全て排斥された事案(令和 2 年 1 月 31 日東京地裁)

【8】名誉信用を毀損されたとしてサイト運営会社に動画投稿サイトの削除、その発信者情報開示を請求したところ、削除請求等は認めたが、投稿者のユーザーネームは一般的に侵害情報の発信者の特定に資する情報とはいえないとして開示請求を認めなかった事例(令和 2 年 2 月 17 日徳島地裁)

【9】Y1 社経営の認可外保育施設預けられた A が脱水症等により死亡し、A の両親が Y1 社、園長の Y2、Y7(市)らに対し損害賠償を請求したところ、Y1、Y2 に約 3100 万円の賠償責任を認め、また、Y7 は事件以前の調査に不備あることを理由に損害の一部につき賠償責任を認めた事案(令和 2 年 6 月 3 日宇都宮地裁)

【10】司法書士 Z に対し損害賠償として 2 億円等の支払を命じる確定判決を有する X が、損害保険会社 Y に対し、Z を被保険者とする賠償責任保険に基づく支払を求めたところ、損害賠償責任が Z の故意によるものとして保険金請求につき免責を認めた事例(令和 2 年 7 月 1 日東京地裁)

【11】運転を始動した発電所の周辺に住む住民が、同発電所の運転で脳卒中、肺癌等で早期死亡者が発生している旨の科学論文を根拠に運転差止を求めたが、論文の信用性を専門家を含め争点整理が行われた結果、発電所の運転に違法はないとして請求を棄却した事案(令和 2 年 10 月 28 日仙台地裁)

(商事法)

【12】Z 信用金庫会員 C の臨時総代会での除名決議は会員代表訴訟における原告適格喪失が目的だったとして取消されたため、X が Z 理事だった Y らに同総代会開催費用相当額の賠償を求めたが、同会開催は違法とはいえず、Y らに善管注意義務違反は認められないとした事案(令和 1 年 6 月 19 日福岡高裁宮崎支部)

(知的財産)

【13】被告は「モンスターストライク」なる商標の商標権者であり、原告の使用商標は「MONSTER ENERGY」であるところ、原告は被告商標につきその無効審判を請求し特許庁が不成立の審決をしたので、その取消を求め提訴したところ、原告の請求が棄却された事案(令和 3 年 1 月 21 日知財高裁)

【14】発明の名称を「ロータリ作業機」とする特許の無効審判請求に対する不成立審決の取消訴訟であって、原告が

本件発明 1 は甲 14 発明を主引用例として進歩性に欠ける旨などを主張したが請求が棄却された事例(令和 3 年 1 月 25 日知財高裁)

【15】特許異議の申立てにおいて本件発明である「(メタ)アクリル酸エステル共重合体」の進歩性を否定して特許を取消した本件取消決定に対して、その取消を求め、決定が取消された事例(令和 3 年 2 月 8 日知財高裁)

【16】原告は広告や求人情報提供等を指定役務とする「Re 就活」なる商標の商標権を有し、被告も同様の役務を提供し、「リシュ活」(被告標章)を付したパンフレットの頒布等を行っているため原告が商標権侵害を主張しその差止を求めたところ、同請求が認容された(令和 3 年 1 月 12 日大阪地裁)

(民事手続)

【17】1 被告の代表者を誤って提起された訴えが不適法でありその不備を補正することができないとされた事例。
2 誤った行政庁に宛てて審査請求書を提出することによりされた審査請求に係る不作為の違法確認の訴え及び義務付けの訴えが不適法でありその不備を補正することができないとされた事例(令和 3 年 1 月 22 日最高裁)

(刑事法)

【18】被告人に睡眠導入剤を飲まされた者が車を運転して人身事故を起こした。本判決は原判決を破棄し、交通事故の相手方への殺意も認定した第 1 審判決を維持するのが相当と判断(令和 3 年 1 月 29 日最高裁)

【19】電磁的記録を保管した記録媒体がサイバー犯罪条約締約国に所在し、同記録を開示する正当権限者の合法的かつ任意の同意がある場合に、国際捜査共助によることなく同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写をすることは許される(令和 3 年 2 月 1 日最高裁)

【20】被告人が元交際相手の車に GPS 機器を装着したことが「見張り」に該当するかが争われた。これを認めた原審に対し、本判決は同機器の取付は動静観察の準備行為にすぎない等として原判決を破棄、ただし公訴事実には動静の観察行為が含まれていると解し得るとして原審に差戻した(平成 30 年 9 月 21 日福岡高裁)

【21】偽造通貨行使罪を無罪とした原判決につき、偽造通貨取得後知情行使罪との関係で問題となる取得時の知情性について審理を尽くさず、判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反があるとして原判決を破棄、原裁判所に差戻した(令和 3 年 1 月 13 日東京高裁)

【22】同居の母親を殺害し、遺体を損壊し遺棄した被告事件につき第 1 審では殺害を否認した被告人が、控訴審では殺害を認めた上で懲役 15 年の量刑を不当として争った事案。本判決は被告人が殺害を決意した経過を詳細に認定した上で原判決を破棄し、懲役 10 年とした(令和 3 年 1 月 26 日大阪高裁)

(公法)

【23】X は東京都情報公開条例に基づき知事特別秘書の職員別給与簿の開示請求をしたところ、非開示とされたため取消を求めた事案。非開示によって保護される個人の利益と開示によって保護される公共の利益とを比較考量し、後者が優越するとは認められないとして X の請求を棄却(平成 30 年 7 月 17 日東京地裁)

【24】原告は、マイナンバー制度は憲法 13 条が保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するもので違憲であるとして被告国にマイナンバーの利用の差止や削除、国家賠償請求等をしたところ、いずれの請求も棄却された事例(令和 1 年 9 月 26 日横浜地裁)

【25】原告と共同生活を営んでいた同性が犯罪被害者となり、原告が「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」として遺族給付金の支給申請をしたが、「配偶者」とは認めず不支給の裁定を受けた。原告は裁定の取消を求めたが請求は棄却された(令和 2 年 6 月 4 日名古屋地裁)

(その他)

【26】土地の売買契約の買主は売主に対し当該土地の引渡しや所有権移転登記手続をすべき債務の履行を求めるための訴訟の提起等に係る弁護士報酬を債務不履行に基づく損害賠償として請求することはできないと判示(令和 3 年 1 月 22 日最高裁)

【27】弁護士で在日韓国人である X に対し、Y が弁護士会に対してなした懲戒請求は人種差別的な意図に基づくもので、X の名誉、信用等を侵害したとして 55 万円の損害賠償求めた事案。本判決は Y の行為は民族的出身に対する差別意識の発現として 11 万円の損害を認めた(令和 1 年 11 月 7 日静岡地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最三判令和3年1月26日 裁判所 HP

令和元年(受)第984号 不当利得返還請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/968/089968_hanrei.pdf

(裁判要旨)

社債の発行の目的、募集事項の内容、その決定の経緯等に照らし、当該社債の発行が利息制限法の規制を潜脱することを企図して行われたものと認められるなどの特段の事情がある場合を除き、社債には同法1条の規定は適用されない

(理由)

利息は本来当事者間の契約によって自由に定められるべきものであるが、利息制限法は、主として経済的弱者である債務者の窮迫に乗じて不当な高利の貸付けが行われることを防止する趣旨から、利息の契約を制限したものと解される。社債については、発行会社が、事業資金を調達するため、必要とする資金の規模やその信用力等を勘案し、自らの経営判断として、募集事項を定め、引受けの申込みをしようとする者を募集することが想定されているのであるから、上記のような同法の趣旨が直ちに当てはまるものではない。今日、様々な商品設計の下に多種多様な社債が発行され、会社の資金調達に重要な役割を果たしていることに鑑みると、このような社債の利息を同法1条によって制限することは、かえって会社法が会社の円滑な資金調達手段として社債制度を設けた趣旨に反することとなる。

(2) 東京高決令和元年11月12日 判例タイムズ1479号59頁

令和元年(ワ)第1867号 婚姻費用分担審判に対する抗告事件(変更, 確定)

X(夫)とY(妻)は別居中でありYが長女及び二女と実家で生活している。Yが婚姻費用分担金の支払を求めたところ、原審は、長女の私立幼稚園の費用及び稽古事の費用について標準算定方式で考慮済みの学校教育費相当額を超過する額の2分の1相当額である16,000円を加算して分担額を定めた。Xは、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されるので、教育費の加算に当たっては同月以降分の養育費から控除すべき等として抗告したが、本抗告審は、幼児教育の無償化は、子の監護者の経済的負担を軽減すること等により子の健全成長の実現を目的とするものであり(子ども・子育て支援法1条参照)、このような公的支援は、私的な扶助を補助する性質を有するにすぎないから、上記制度の開始を理由として婚姻費用の分担額を減額すべきではないとした上で、既払い額の増加分について原審を一部変更し決定した。

(3) 東京高判令和2年9月16日 判例タイムズ1479号43頁

令和元年(ネ)第2449号 清算金等請求控訴事件(変更, 確定)

X(LPガス販売業者)は平成28年5月に建物にLPガス供給設備を無償で設置し、Yは同29年3月9日に同建物を購入した。YはXとの間で同年4月18日にガス供給契約を締結し、契約書には、Xが上記設備を所有しYに貸与する、設備の利用料はガス料金とは別途かつ同時に毎月支払う、契約が終了した場合はYが残存価格で買い取る(残存価格=設置費用9万円-(9万円×経過月数/(12×15年)))との約定があった。Yは同年11月21日にガス供給会社を切り替えXとの契約を解約したので、Xは残存価格として93,420円(約定計算式による86500円に消費税を加えた金額)を請求した。本判決は、実態を踏まえると、XY間の合意は上記設備の売買(買取)契約(合意)ではなく、供給契約により初期投資費用の回収を目論んでいたところ予想に反して解約された場合に同費用分を損害金として確保しようとした趣旨のものであり損害賠償の予定を定めたものであるとし、消費者契約法9条1号の「平均的損害」を超えるものは無効であり、専門委員に評価的説明をさせた上で、7か月経過後の残存価格として71,574円の支払を認めた。

(4) 仙台高判令和3年1月26日 裁判所 HP

令和2年(ネ)第123号 損害賠償請求控訴事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/014/090014_hanrei.pdf

福島県中通り地域に居住していた50名の原告が、平成23年3月11日の東日本大震災の津波の際、控訴人が設置していた東京電力福島第一原子力発電所において、原子炉の運転により生じた放射性物質の放出事故による損害につき、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、合計9773万2896円の損害賠償と事故日からの遅延損害金の支払を控訴人東京電力ホールディングス株式会社に求めた事案である。

本判決は、東京電力福島第一原子力発電所からほど近い福島県中通りの自主的避難等対象区域に居住していた原

告らが、安全であるはずの原子炉が炉心溶融を起こして原子力発電所が爆発し、突如大量の放射性物質が放出され、居住地域の環境放射能が急激に上昇するという未曾有の重大事故に直面したことからすれば、事故当初の十分な情報がない中で、放射線被曝に対する強い恐怖や不安を抱くことはやむを得ないものと考えられ、本件事故によって原告らがこのような強い恐怖や不安という精神的苦痛を受けたことは、民法 709 条にいう法律上保護される利益の侵害にあたり、原子炉を運転していた原子力事業者である控訴人が原賠法 3 条 1 項に基づき損害賠償すべき原子力損害(原賠法 2 条 2 項)にあたるものとし、本件事故の日である平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 31 日までの期間に被った精神的苦痛について、社会生活上の受忍限度を超えて法律上保護される利益が侵害されたものと評価し、上記期間中の生活費の増加費用が生じたことを斟酌した上で、30 万円の慰謝料の損害を認めるのが相当であるとした。

(5) 福岡地判令和元年 7 月 25 日 判例タイムズ 1479 号 208 頁

平成 31 年(レ)第 58 号 エステ代等請求控訴事件(原判決変更・請求一部認容上告(後上告棄却))

エステサロン経営会社 X は、Y との間でエステ契約(特定商取引法 41 条 1 項 1 号に定める特定継続的役務提供契約)を締結するとともに、化粧品類等の売買契約を締結したところ、Y がエステ契約を約定中途解約し、売買契約も約定解除したとして、役務精算金及び売買代金の支払を求めた。Y は化粧品等が関連商品に該当するにもかかわらず記載がないので契約書面に不備があるとし(同法 42 条 2 項 1 号、48 条 2 項)、エステ契約の解除(クーリング・オフ。同法 48 条 1 項)及び売買契約の解除(同条 2 項)を主張したが、本判決は、本件の化粧品等は自宅で使用する商品として販売しており、購入がエステサービスを受けるために必要な条件であるとか、使用しなければエステサービスの効果が上がらない等と説明したことはなく、かえって購入は任意である旨説明し、Y もそのような説明を受けた上で購入を希望したこと等から、購入がエステサービスと不可分のものであるとして勧誘したとは認められず、関連商品には該当しないとして、X の請求の大部分を認めた。

(6) 東京地判令和元年 12 月 12 日 判例タイムズ 1479 号 121 頁

平成 27 年(行ウ)第 667 号 行政措置要求判定取消請求事件(以下「第 1 事件」という。)、平成 27 年(ワ)第 32189 号 国家賠償請求事件(以下「第 2 事件」という。)(一部認容、控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/244/089244_hanrei.pdf

トランスジェンダー(Male to Female)である国家公務員 X は、所属する経産省が、執務室がある階及びその上下 1 階の女性用トイレの使用を認めない処遇を継続したことや、職員の発言(「なかなか手術を受けないんだったら、もう男に戻ってはどうか」)等につき国家賠償法に基づき損害賠償等を請求した。

本判決は、トイレに関する処遇は経産省が有する庁舎管理権の行使であるとした上で、個人が真に自認する性別に即した社会生活を送ることができることは重要な法的利益として国家賠償法上も保護される、X は性同一性障害と診断されている、女性ホルモンの投与によって X が女性に対して性的な危害を加える可能性が客観的にも低い状態に至っていたことを早期の段階で把握していた、X は職場でも女性の身なりで勤務し、経産省が使用を認めた女性用トイレを使用しており、女性の身なりで男性用トイレを使用することはむしろトラブル発生の原因になる、多目的トイレの利用は本来想定されているものではない等とし、X が平成 26 年 3 月には人事院に対する措置要求の中で女性用トイレの使用に制限を設けないことを求めていたことにも照らし、X が病気休職から復職した日である同年 4 月 7 日以降もトイレに関する処遇を継続したことは違法である等とし、合計 132 万円の損害賠償を認めた。

(7) 東京地判令和 2 年 1 月 31 日 金法 2155 号 77 頁

平成 30 年(ワ)第 38350 号 損害賠償請求事件(請求棄却)

X は、Y1 銀行の従業員である Y2 の勧誘により、保険会社との間で、外貨建ての変額終身保険を締結したが、当該保険は移行日までの期間中は外貨建てで払い込まれた一時払保険料の全額が特別勘定において運用され、その運用成果により死亡保険金および解約返戻金額が変動するものであって、移行日到来前に解約した場合には解約返戻金が一時払保険料の額を下回ることがあり得るが、その他の場合は、外貨建てで払い込まれた一時払保険料の額が解約返戻金または死亡保険金の最低額として保証されていた。

本件は、X が、Y2 による上記勧誘には、(1) 契約締結前の書面交付義務違反ないし説明義務違反、(2) 重要事項の不告知ないし不実告知、(3) 断定的判断の提供、(4) 適合性原則違反、(5) 非公開情報保護措置違反および(6) 影響遮断措置の事前説明義務違反の違法事由があったと主張して、Y2 に対しては不法行為に基づき、Y1 に対しては使用者責任または会社法 350 条に基づき、上記保険契約に基づき X が支払った保険料と上記保険契約を解約した場合の解約返戻金額との差額等の合計 303 万 6663 円の損害賠償および遅延損害金の支払を求めた事案である。

本判決は、(1) 契約締結前の書面交付義務違反ないし説明義務違反については、Y2 が X に交付した各書面の記載内

容や当該各書面に X が署名・押印をしていることを認定したうえで、X の供述について客観的証拠と矛盾することなどを理由にその信用性を否定し、他方、Y の供述については上記各書面の記載内容等に整合することなどを理由にその信用性を肯定し、Y2 に各義務違反があったとはいえないと判示した。また、(2) 重要事項の不告知ないし不実告知、(3) 断定的判断の提供についても、X の供述が信用できないことを理由にこれを否定した。(4) 適合性原則違反については、本件保険は一定のリスクを伴うものではあったが、そのリスクは容易に理解できるものである上それ自体が必ずしも大きいものではなく、X の投資意向や財産状態等の諸事情に照らし、本件保険の勧誘が適合性の原則から著しく逸脱したものであったということとはできないと判示した。(5) 非公開情報保護措置違反および(6) 影響遮断措置の事前説明義務違反については、いずれも主張自体失当として X の主張を排斥した。

(8) 徳島地判令和 2 年 2 月 17 日 判例時報 2464 号 51 頁

平成 30 年(ワ)第 338 号 投稿動画削除請求事件 一部認容、一部棄却(確定)

本件は、LED の製造販売等を行う株式会社 X1 及びその従業員 X2 が、インターネット上の動画投稿サイトに投稿された本件各動画等が X らの名誉信用を毀損するものであるとして、サイトを運営する米国法人 Y に対し、人格権に基づく本件各動画等の削除請求、プロバイダ責任制限法 4 条 1 項に基づく動画投稿者の発信者情報開示請求をした事案。

本判決は、本件各動画等の内容が公共の利害に一定の関わりを有するものであることを認め、公益目的についても一定程度推認されるとしつつも、本件各動画等が氏名不詳者による投稿であること、内容が X らを誹謗中傷する表現を多用し、X1 の製品を購入しないよう呼びかけるものであること等から公益目的性を否定し、X1 の取引先企業の他社への乗り換えや就職希望者の減少という悪影響が想定され、一度拡散したマイナスイメージの払拭は容易ではないこと等から X らの被害の重大性や回復困難性を肯定し、削除請求及び発信者情報の開示請求を認めたが、投稿者が動画サイトで使用していたユーザーネームについては、サイトの利用者はユーザーネームとしてその氏名を登録する必要はなく、それ自体が一般的に侵害情報の発信者の特定に資する情報であるということとはできないとして、開示請求を認めなかった。

(9) 宇都宮地判令和 2 年 6 月 3 日 判例時報 2463 号 11 頁

平成 27 年(ワ)第 1 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

Y1 会社が経営する認可外保育施設(以下、本件託児所)に宿泊保育を目的として 3 日間預けられていた A(事故当時生後 9 か月)が、その期間中に脱水症等により死亡したことについて、A の両親である X1X2 が①Y1 会社に対しては保育委託契約上の債務不履行又は不法行為に基づき、②Y1 会社の取締役であり、本件託児所の園長である Y2 及び本件託児所に勤務していた者等である Y3~6 らに対しては不法行為に基づき、③Y7(市)に対して国賠法 1 条 1 項に基づき、連帯して、X1X2 それぞれ約 5601 万円の損害賠償請求等を行った。

本判決は、Y1 及び Y2 の責任を認め、約 3100 万円の賠償を認めたが、Y3~Y6 の責任は否定した。Y7 については、本件事故の約 2 か月前に、本件託児所に対し、予告の上、調査を行っていたが、不十分であったとして責任を認め、損害の公平な分担の観点から全損害の 3 分の 1 の限度(約 1033 万円)での賠償(Y1 らとは不真正連帯債務の関係)を命じた。

(10) 東京地判令和 2 年 7 月 1 日 判例時報 2464 号 39 頁

平成 30 年(ワ)第 7987 号 保険金請求事件 棄却(確定)

本件は、千葉司法書士会所属の司法書士 Z に対し、不法行為に基づく損害賠償として 2 億円余及び遅延損害金の支払を命じる確定判決を有する不動産業者 X が、千葉司法書士会において損害保険会社 Y との間で Z を被保険者として締結していた賠償責任保険に基づく保険金請求権を差し押さえ、転付命令を得たとして保険金の支払を求めた事件である。Y は、保険約款の故意免責条項を主張して争った。なお、Z は、自称 B が A 社(代表取締役 B)所有の土地を C 社へ売却し、X に転売するにあたり、自称 B が土地の登記識別情報を有していなかったため資格者代理人による本人確認情報提供制度を利用して登記申請代理をしたが、後に、X は、A 社から訴訟を提起され敗訴し、本件土地の所有権を取得することができなかったため、X は、Z に対し、本件登記手続において自称 B が成りすましであることを看過した過失があるとして不法行為に基づき損害賠償請求訴訟を提起し、前記の確定判決を得たという経緯がある。

本判決は、Z が売買契約における複数の不自然さに疑念を抱くことなく登記手続きを進めている事実、別件の詐欺事件で共犯者として起訴され実刑判決を受けた F が Z は地面師グループの一員であった旨の証言があり、同証言に信用性が認められること等から、Z は自称 B が成りすましであることを認識していた、すなわち、損害賠償責任が司法書士の故意によって生じたものであるとして保険金請求は免責されるとした。

(11) 仙台地判令和2年10月28日 判例タイムズ1479号164頁

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件(請求棄却, 控訴(1名のみ))

Xら(124名)は,平成29年10月1日に運転を開始した仙台パワーステーション発電所周辺に居住しているところ,同発電所の運転により,脳卒中,肺癌等の疾病による早期死亡者が発生している旨の科学論文を主たる根拠として,平穏に日常生活を送る権利(平穏生活権)を侵害されているとして運転差止を求めた。論文の信用性を検討するため専門委員(A京都大学名誉教授)が参加するなどして争点整理が行われた上で,本判決は,平穏生活権は憲法13条及び同25条の法意に照らし人格権に由来して保障されるものであり,①行政法規,刑罰法規等に違反し,②公序良俗違反や権利の濫用に該当し,③環境汚染の態様や程度が特別顕著であるなど,環境汚染の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠く場合には平穏生活権を侵害するものとし違法となるとしたが,本件では,ばい煙処理設備等の環境対策設備が備えられており大気汚染物質の実測値が大気汚染防止法等の排出基準を下回っていること等を総合考慮し,発電所の運転により環境を汚染する行為は環境汚染の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くということとはできず,違法であるとは認められないとし,請求を棄却した。

【商事法】

(12) 福岡高裁宮崎支判令和元年6月19日 金法2154号46頁

平成30年(ネ)第72号 Z信用金庫会員代表訴訟控訴事件(控訴棄却)

本件は,Z信用金庫の会員であるXが,(1)Zが同じ企業グループに属するA社およびB社に対して手形貸付等の方法による融資を行ったところ,A社およびB社がいずれも倒産したため,Zは同融資を全額回収することができず,合計約2億9546万4000円の損害を被った,(2)Zの会員であるCの除名の件を審議するためにZの臨時総代会を開催したところ,同総代会においてされたCを除名する旨の決議が,後に,専らCの会員代表訴訟における原告適格を喪失させる目的でされたものであり,公序良俗に反する違法なものとして議決権の濫用に当たるとして取り消されたため,Zは同総代会開催費用相当額である148万4181円の損害を被ったと主張して,当時,Zの理事であったYらに対し,信用金庫法39条1項,39条の4,会社法847条3項に基づき,連帯して,Zに上記各損害を賠償するよう求める会員代表訴訟の事案である。原審は請求棄却の判決をしたところ,Xが控訴した。なお,Zは,第一審より,Yらのために本件訴訟に補助参加している。

本判決は,(1)本件各手形貸付等を行ったことにつきYらに善管注意義務違反等が認められるかについては,本件各手形貸付が実行された当時の経済情勢等に照らせば,A社およびB社の経営状況や資金繰りが返済期限までの間に急速に悪化するような事態を予測することは困難であったことなどから,Yらに善管注意義務等は認められないと判示した。(2)本件臨時総代会を開催したことにつきYらに善管注意義務違反等が認められるかについては,Cは部下に指示して理事長に無言電話をかけさせたことなどが認められ,総代会においてCの除名の件を提案することが全く理由のないものであったとは認められないこと,信用金庫法上,理事会は総会または総代会の意向を尊重すべき立場にあるところ,通常総代会においてCの除名の件を審議するために本件臨時総代会を開催することが決定されたこと,YらがCを除名することを求めていたZの顧問弁護士や一部の総代と通謀し,本件臨時総代会を開催することを計画したとは認められないこと,本件臨時総代会においては,Cに弁明の機会が与えられ,議長が総代からの質問に答えるなどし,Cの除名事由が全く審議されなかったということとはできないことなどからすると,後日,本件除名決議を取り消す判決が確定したことだけを理由として,本件臨時総代会を開催したことまで違法となるものではなく,Yらに善管注意義務違反等は認められないと判示した。

【知的財産】

(13) 知財高判令和3年1月21日 裁判所HP

令和2年(行ケ)第10065号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/977/089977_hanrei.pdf

被告は,「モンスターストライク」を標準文字で書してなる商標(本件商標)の商標権者である。原告の使用商標は,「MONSTER ENERGY」の文字部分を要部とするものであり,「エナジードリンク」を表示するものとして需要者の間に一定程度認識されている。原告は,原告使用商標を引用商標として本件商標について無効審判(本件審判)を請求したところ,特許庁が不成立の審決をしたので,原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件商標は,「モンスターストライク」の称呼を生じ,また,日本人にもなじみのある英語の「MONSTER」(モンスター)と「STRIKE」(ストライク)の文字を組み合わせたものであり,「怪物をたたく」という観念を生じさせるものである。他方,原告使用商標の要部である「MONSTER ENERGY」の文字部分は,日本人にもなじみのある英語の「MONSTER」と「ENERGY」を組み合わせたものであり,文字部分全体から「モンスターエナジー」の称呼を生じ,「怪物的な力」と

の観念を生じさせるものであり、本件商標と区別し得るものである。

これに対し、原告は、本件商標と原告使用商標は、一般に商品出所識別標識として看者を最も強く印象づける語頭に「モンスター」の文字、「モンスター」の音(称呼)、「モンスター」の観念を包含する点を共通にし、外観、称呼及び観念の印象が類似する旨主張する。本件商標の構成中「モンスター」の部分のを要部として抽出するのは相当ではなく、「モンスターストライク」の文字部分全体から自他商品の識別機能を有しているものであること、原告使用商標のうち「MONSTER」の文字部分だけが要部ではなく、「MONSTER」、「ENERGY」の文字部分全体が独立して自他商品識別標識としての機能を有するものであるから、原告の上記主張は採用することができない。

以上によれば、本件商標と原告使用商標は、外観、観念及び称呼において明瞭に区別することができ、類似性の程度は低いから、無効請求商品と原告商品の需要者層において一部重なる面があるとしても、本件商標が無効請求商品に使用された場合、需要者において、本件商標から原告使用商標を連想し、原告の業務に係る商品、原告と経済的又は組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であると、その商品の出所の混同を生ずるおそれがあるものと認めることはできず、本件商標は商標法4条1項15号に該当するものではないから、無効とすることはできない。

(14) 知財高判令和3年1月25日 裁判所 HP

令和2年(行ケ)第10007号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/993/089993_hanrei.pdf

発明の名称を「ロータリ作業機」とする特許の無効審判請求に対する不成立審決の取消訴訟であって、原告が本件発明1は甲14発明を主引用例として進歩性に欠ける旨などを主張したが、棄却された事案。

甲14(取扱説明書)に接した当業者は、甲14記載の補助側板は、どのような耕耘深さで作業するかにかかわらず、畑で作業する場合には畑用の取付け位置に、水田で作業する場合には水田用の取付け位置に取り付けて作業し、そうすることで「より一層きれいな仕上がり」にするとの効果を奏するもので、具体的には、耕耘具により泥土が飛散するのを防ぐことによって、隣接する既耕地の境界部分の均平性を高めるものと認識するものと認められる。

甲11、甲22、甲24、甲25の記載によれば、これらの文献には、チェーンケースの下側部分が耕耘地面よりも下部に位置するような深い位置で耕耘すると、前記チェーンケースによって前記耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されてしまい、次工程の播種作業の障害になることから、飛散土を一部遮蔽しないようにして前記チェーンケース跡の溝に土を供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻すという技術事項が記載されていたことが認められる。

そこで、甲14発明に、飛散土を一部遮蔽しないようにしてチェーンケース跡の溝に土を供給してチェーンケース跡の溝を埋め戻すという甲11、甲22、甲24、甲25に記載された技術事項を適用して、相違点d(開口部について、本件発明1は、耕耘された土砂を外側方に流し出し前記チェーンケース跡の溝に供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻すためのものであるのに対し、甲14発明は、そのような特定がない点。)に係る本件発明1の構成を容易に想到することができたかが問題となるが、甲14記載の補助側板は、耕耘具により泥土が飛散するのを防ぐものであるのに対し、甲11、甲22、甲24、甲25に記載された技術事項は、一部といえども泥土の飛散を遮断せずに、かえって泥土の飛散によって溝に土を供給するというものであり、両者は、泥土の飛散を防ぐのかそれともそれを利用するのかという点で対極の技術思想に基づくものであり、甲14記載の補助側板に、甲11、甲22、甲24、甲25に記載された技術事項を適用することについては阻害事由があるものと認められるから、甲14発明に甲11、甲22、甲24、甲25に記載された技術事項を適用して相違点dに係る本件発明1の構成を容易に想到することはできなかつたものと認められる。

(15) 知財高判令和3年2月8日 裁判所 HP

令和2年(行ケ)第10001号 特許取消決定取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/009/090009_hanrei.pdf

特許異議の申立てにおいて本件発明である「(メタ)アクリル酸エステル共重合体」の進歩性を否定して特許を取り消した本件取消決定に対して、その取り消しを求め、決定が取り消された事案。

(ア)相違点1は、引用例1発明の共重合体が、本件発明とは異なり、d成分を構成モノマーとして含まないというものであるところ、甲7文献には、第1成分(a成分)及び第2成分(b成分)又はそのいずれか(特に第1成分)と共重合させる第3成分として、「架橋性の官能基(エポキシ基、水酸基、アミド基及びN-メチロールアミド基の少なくとも1種)を有するもの」が挙げられている。そこで、引用例1発明における第3成分として、エポキシ基を有するモノマー(c成分)及び水酸基を有するモノマー(d成分)の2種を併用することを、当業者が容易に想到し得たか否かについて検討する。

(イ)まず、化粧シートの粘着剤層に用いる粘着剤組成物用の化合物の発明である本件発明と可塑化ポリ塩化ビニルシート上に積層して使用するのに好適な接着剤組成物に関する引用例1発明とでは、技術分野や発明が解決しよ

うとする課題が必ずしも一致するものではないから、もともと引用例 1 発明に本件発明の課題を解決するための改良を加える動機付けが乏しいというべきである。

(ウ)また、甲 7 文献には、引用例 1 発明の技術思想として、複数の組合せの中からエポキシ基を有するモノマー及び水酸基を有するモノマーの 2 種を選択すべきである旨や、水酸基を有するモノマーを選択することによって特定の効果が得られる旨が開示されているものとはいえない。

これらの事情を併せ考慮すると、甲 7 文献に接した当業者が、引用例 1 発明の第 3 成分として、複数の組合せの中から敢えてエポキシ基を有するモノマー及び水酸基を有するモノマーの 2 種を選択する理由に乏しいというべきである。

(エ)以上のとおり、本件発明と引用例 1 発明とでは技術分野や発明が解決しようとする課題が必ずしも一致するものではないから、もともと引用例 1 発明に本件発明の課題を解決するための改良を加える動機付けが乏しいことに加え、甲 7 文献の記載内容からすると当業者が複数の組合せの中から敢えてエポキシ基を有するモノマー及び水酸基を有するモノマーの 2 種を選択する理由に乏しいことからすれば、甲 7 文献に接した当業者において、相違点 1 に係る本件発明の構成に至る動機付けがあったということはできない。したがって、引用例 1 発明において、構成モノマーとして d 成分を含ませることを、本件出願時における当業者が容易に想到し得たということとはできない。

(16)大阪地判令和 3 年 1 月 12 日 裁判所 HP

平成 30 年(ワ)第 11672 号 商標権侵害差止等請求事件 商標権 民事訴訟 (認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/994/089994_hanrei.pdf

原告は、「Re 就活」を標準文字で書しており、「広告」や「求人情報の提供」等を指定役務とする商標(本件商標)の商標権を有しており、被告は、「広告」や「求人情報の提供」等の役務を提供しており、当該役務において「リシュ活」(被告標章)を付したパンフレットの頒布等をしており、原告が、被告に対し、「リシュ活」(被告標章)を付した広告を内容とするパンフレット等を頒布等する行為が本件商標権の侵害に当たるとして差止め等を求めた事案。

本件商標も被告標章も短く平易な文字列であり、発音も容易であること、本件商標に係る役務や被告役務はインターネット上で提供されているところ、インターネット上のウェブサイトやアプリケーションにアクセスする方法としては、検索エンジン等を利用した文字列による検索が一般的であり、正確な表記ではなく、称呼に基づくひらがなやカタカナでの検索も一般に行われており、ウェブサイトや検索エンジン側においてもあいまいな表記による検索にも対応できるようにしていることが広く知られていることからすれば、需要者である求職者は、外観よりも称呼をより強く記憶し、称呼によって役務の利用に至ることが多いものというべきである。

そうすると、求職者が需要者に含まれるという取引の実情にかんがみれば、需要者に与える印象や記憶においては、本件商標と被告標章とでは、外観の差異よりも、称呼の類似性の影響が大きく、被告標章は特定の観念を生じず、観念の点から称呼の類似性の影響を覆すほどの印象を受けるものではないから、必ずしも事前に精査の上会員登録するわけではない学生等の求職者において、被告標章を本件商標に係る役務の名称と誤認混同したり、本件商標に係る役務と被告役務とが、同一の主体により提供されるものと誤信するおそれがあると認められる。

よって、被告は、本件商標の指定役務と同一又は類似の範囲にある被告役務に、称呼において本件商標と類似する被告標章を使用しており、需要者に誤認混同を生じさせるおそれがあると認められるから、被告は本件商標権を侵害するものというべきである、として原告の請求は認容された。

【民事手続】

(17)最二判令和 3 年 1 月 22 日 裁判所 HP

令和元年(行ヒ)第 393 号 裁決取消等請求事件(破棄自判, 請求却下)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/962/089962_hanrei.pdf

- 1 被告の代表者を誤って提起された訴えが不適法でありその不備を補正することができないとされた事例
 - 2 誤った行政庁に宛てて審査請求書を提出することによりされた審査請求に係る不作為の違法確認の訴え及び義務付けの訴えが不適法でありその不備を補正することができないとされた事例
- (判旨)

病院事業の管理者において対応すべき、個人情報の保護に関する条例(平成 8 年兵庫県条例第 24 号)に基づく情報開示請求に対する審査請求を、県知事相手に行った上の訴訟案件であるが、控訴審判決が「被上告人が訴状に被告の代表者として知事と記載したからといって、本件訴えのうち上記部分を不適法なものとするのは相当でなく、このことは、被上告人が補正命令に従わなかったとしても左右されない。」等として、不適法却下した第 1 審判決を取り消したのに対し、最高裁判所は、不適法かつ、訴訟の経過に鑑み補正不能と判断し、第 1 審判決を支持した。

【刑事法】

(18) 最二判令和 3 年 1 月 29 日 裁判所 HP

令和 2 年(あ)第 96 号 殺人, 殺人未遂, 傷害被告事件(原判決破棄, 控訴棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/989/089989_hanrei.pdf

(事案)

① 事件 被告人は、睡眠導入剤を混入した飲料を A に飲ませたところ A は急性薬物中毒に基づく仮眠状態に陥り、運転していた車を対向車線に進出させ、対向進行してきた B の運転する車に衝突させた結果、A は死亡、B は全治 10 日間の傷害を負った。

② 事件 被告人は、C、D に睡眠導入剤を混入した飲料を飲ませたところ、両名は急性薬物中毒に基づく仮眠状態に陥り、D は運転する車を対向車線に進出させ、対向進行してきた E の運転する車に衝突させた結果、同乗していた C は全治一か月、D は全治 10 日間、E は加療 3 週間の各傷害を負った。

第 1 審判決は、被告人の A ないし E に対する殺意を認定し、被告人を懲役 24 年に処したが、原判決は、B、E に対する殺意を認めた第 1 審判決は事実誤認があるとして破棄し、差し戻す旨判示した。

(判旨)

原判決は、第 1 審判決が不合理であることを十分に示したとはいえないから、破棄を免れない。さらに検討すると、被告人は、睡眠導入剤の影響により A らが仮眠状態に陥っているのを現に目撃し、上記①事件の前に A が物損事故を起こしたこと、上記②事件の前に①事件で A が死亡したことを認識していたこと、各事件現場付近の道路が一定の交通量があることを知っていたことから、被告人は自己の行為の危険性を十分認識していたことができ、交通事故の態様次第では事故の相手方が死亡することも想定しており、B、E はその想定範囲内に含まれていたといえる。

よって、事故の相手方 B 及び E に対して未必的故意を認めた第 1 審判決は是認でき、被告人を懲役 24 年に処した判断を含め、第 1 審判決を維持するのが相当であり、被告人の控訴は棄却される。

(19) 最二決令和 3 年 2 月 1 日 裁判所 HP

平成 30 年(あ)第 1381 号 わいせつ電磁的記録記録媒体陳列, 公然わいせつ被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/995/089995_hanrei.pdf

① 刑法 99 条 2 項, 218 条 2 項の文言, これらの規定がサイバー犯罪に関する条約締結のための手続法の整備等の一環として制定されたという立法の経緯, 同条約 32 条の規定内容に照らすと, 電磁的記録を保管した記録媒体が同条約の締約国に所在し, 同記録を開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合に, 国際捜査共助によることなく同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写を行うことは許される。

② 本件捜索差押許可状による複写の処分となる電磁的記録には被疑事実と関連する情報が記録されている蓋然性が認められるところ, 原判決が指摘するような差押の現場における電磁的記録の内容確認の困難性や確認作業を行う間に情報の毀損等が生ずるおそれに照らすと, 本件において, 同許可状の執行に当たり, 個々の電磁的記録について個別に内容を確認することなく複写の処分を行うことは許される。

(20) 福岡高判平成 30 年 9 月 21 日 判例時報 2463 号 62 頁

平成 30 年(う)第 68 号 ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件(破棄差戻(上告(上告棄却)))

被告人が, 元交際相手が使用する自動車に GPS 機器を装着して位置情報を取得したことが, 「住居等の付近における見張り」(ストーカー規制法 2 条 1 項 1 号)に該当するか否かが争われた事件。

原審はこれを認めたが, 本判決は, GPS 機器による動静把握行為は, 離れた場所で位置情報を取得するものであり, 場所的要件により限定された「見張り」に該当しないこと, GPS 機器の取付行為は動静観察の準備行為にすぎないこと等を理由として, 原判決を破棄し, 但し, 公訴事実には被告人が GPS 機器取付時に相手方がいないかどうかを確認するなどとして動静を観察する行為が含まれていると解する余地があるとして, 原審に差し戻した。

(21) 東京高判令和 3 年 1 月 13 日 裁判所 HP

令和 2 年(う)第 127 号 偽造通貨行使被告事件(原判決破棄, 差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/973/089973_hanrei.pdf

(事案)

本件公訴事実は, 被告人が, ①コンビニエンスストアにおいて, 同店従業員に対し, 商品購入代金の支払として, 偽造の 1 万円札を真正なもののように装って行使したこと, ②情を知らない女性 A をして, 偽造の 1 万円札を行使させ

ようと考へ、商品購入代金の支払として、複数店において、同店従業員らに対し、A が偽造の 1 万円札を真正なもののように装って行使したことである。

原判決は、次のとおり、判示し、被告人を無罪とした。すなわち、①につき、被告人が偽造の 1 万円札を受け取った時点から、偽造紙幣かもしれないと認識したとは認められず、被告人には偽造通貨取得後知情行使罪が成立する可能性はあるものの、偽造通貨行使罪の成立は認められない。②につき、被告人の内妻が単独で、A を介して偽造 1 万円札を行使したとみる余地があり、被告人自身が、A を介して偽造 1 万円札を行使したとは認められない。

(判旨)

原審公判において、原審検察官及び原審弁護人は、行使時の知情性を巡る主張・立証のみをしており、偽造通貨取得後知情行使罪との関係で問題となる取得時の知情性を意識した主張・立証はされておらず、原審検察官が取得時の知情性に関する主張・立証の必要性を見落としている可能性が高いといえる。ところが、取得時の知情性の有無は審理の重要なポイントであるから、その点についても審理を尽くさなければ、偽造通貨行使罪の成否について適切な判断はできない。

そこで、当事者追行主義の下においても、原裁判所としては、原審検察官に釈明を求め、取得時の知情性に関する主張・立証の必要性に関する認識や、その予定等を確認するなどして、この点についても審理が尽くされるような措置を講じる義務があったといえる。

よって、原審の訴訟手続には、判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反があるから、原判決は破棄を免れず、本件を原裁判所である東京地方裁判所に差し戻す。

(22) 大阪高判令和 3 年 1 月 26 日 裁判所 HP

令和 2 年(う)第 447 号 死体損壊, 死体遺棄, 殺人(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/018/090018_hanrei.pdf

同居の母親を殺害した上、その遺体を損壊し、遺棄した被告事件について、第 1 審では殺害を否認した(弁護人は同時に責任能力も争った)被告人が、控訴審では殺害を認めた上で量刑不当を争点とした事案である。

原判決が懲役 15 年としたのに対し、控訴審判決は、被告人が被害者から理不尽な束縛を受ける中で殺害を決意した経過を詳細に認定し、「被告人が被害者から解放されるためには、被害者を殺害するしかないと考えたことについては、動機として短絡的であるが、他方で、そこに至る過程で、被告人が心情的に追い詰められた経緯においては、同情すべき点がある。したがって、この点を分離して考えるかのような、原判決の判断は、是認できない。」等として、原判決を破棄し、懲役 10 年とした。

【公法】

(23) 東京地判平成 30 年 7 月 17 日 判例タイムズ 1479 号 115 頁

平成 29 年(行ウ)第 427 号情報公開一部開示決定処分取消請求事件(請求棄却, 確定)

X は、東京都情報公開条例に基づき知事特別秘書の職員別給与簿の開示請求をしたところ、前職の知事特別秘書に係るものは非開示とされたため、その取消を求めた。

本判決は、非開示情報からの除外を定める①条例 7 条 2 号ただし書イ(法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報)について、「法令の規定」とは何人に対しても等しく情報を公開することを定める法令をいい、「慣行」とは事実上の慣習をいい、過去に同種の事例が公表されていたとしても個別的事例にとどまる限りこれに当たらないとし、「公にされている情報」とは現に何人も容易に入手できる状態に置かれている情報をいい、本件非開示情報はこれに該当しないとし、②条例 7 条 2 号ただし書ロ(人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報)については、「必要であると認められる」とは、非開示とすることにより保護される個人の利益と開示されることにより保護される公共の利益とを比較考量し後者が優越する場合をいうとし、本件非開示情報は知事特別秘書にあった者の私事に属する情報であり一定の保護に値するものといえる一方、開示されることにより保護される利益は抽象的なものにとどまり、優越するものとは認められないので本件非開示情報は該当しないとして請求を棄却した。

(24) 横浜地判令和元年 9 月 26 日 判例時報 2465・2466 号 75 頁

平成 28 年(ワ)第 1181 号・3823 号・平成 29 年(ワ)第 5123 号 マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件(棄却(控訴))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/003/089003_hanrei.pdf

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに同法に基づき個人番号及び特定

個人情報等の収集, 保有, 管理, 利用等を行うマイナンバー制度につき, 原告らが, 憲法 13 条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものであり, 違憲であると主張して, 被告国に対して, マイナンバーの利用等の差止や削除を求めるとともに, 権利侵害を理由に国家賠償請求をした事案において, 憲法 13 条は個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を保障していると解し, その収集, 保有, 管理, 利用等の過程のみだりに第三者に開示又は公表されない自由が含まれていると判示したが, 自己の意思に基づかずに情報ネットワークシステムに接続されない自由を保障しているとの見解は採用せず, マイナンバー制度は憲法 13 条が保障する上記自由を侵害するものではない等と判示し, 原告らの各請求をいずれも棄却した。

(25) 名古屋地判令和 2 年 6 月 4 日 判例時報 2465・2466 号 13 頁

平成 30 年(行ウ)第 76 号 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件(棄却(控訴))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/829/089829_hanrei.pdf

同性の犯罪被害者(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 2 条 3 項にいう犯罪被害者)と交際し共同生活を営む関係にあった者(男性)が, 同法 5 条 1 項 1 号にいう「婚姻の届出をしていないが, 事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」として同号所定の「配偶者」に該当するなど主張して, 遺族給付金(同法 4 条 1 号)の支給の裁定を申請したところ, 「配偶者」とは認められないとして同支給をしない旨の裁定(本件処分)を受けたことから, 県を相手にその取消しを求めた事案。

裁判所は, 同性の犯罪被害者と共同生活関係(交際している者が共同生活を営む関係)にあった者が「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するためには, 同性者間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていることを要すると判示した上で, 原告が本件処分を受けた当時においては, 同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたということとはできないとして, 原告につき「婚姻の届出をしていないが, 事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に当たると認めることはできないと判示し, 原告の請求を棄却した。

【その他】

(26) 最三判令和 3 年 1 月 22 日 裁判所 HP

令和元年(受)第 861 号 取立債権請求控訴, 同附帯控訴事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/963/089963_hanrei.pdf

(裁判要旨)

土地の売買契約の買主は売主に対し当該土地の引渡しや所有権移転登記手続をすべき債務の履行を求めるための訴訟の提起等に係る弁護士報酬を債務不履行に基づく損害賠償として請求することはできない。

(理由)

契約当事者の一方が他方に対して契約上の債務の履行を求めることは, 不法行為に基づく損害賠償を請求するなどの場合とは異なり, 侵害された権利利益の回復を求めるものではなく, 契約の目的を実現して履行による利益を得ようとするものである。また, 契約を締結しようとする者は, 任意の履行がされない場合があることを考慮して, 契約の内容を検討したり, 契約を締結するかどうかを決定したりすることができる。

加えて, 土地の売買契約において売主が負う土地の引渡しや所有権移転登記手続をすべき債務は, 同契約から一義的に確定するものであって, 上記債務の履行を求める請求権は, 上記契約の成立という客観的な事実によって基礎付けられるものである。

(27) 静岡地判令和元年 11 月 7 日 判例時報 2463 号 3 頁

平成 30 年(ワ)第 578 号 損害賠償請求事件(一部認容, 一部棄却(控訴))

東京弁護士会に所属する弁護士であり, いわゆる在日韓国人である X が, Y が弁護士会に対してした X を対象とする懲戒の請求(日本弁護士連合会会長の朝鮮学校に対する補助金停止に反対する会長声明及び東京弁護士会会長の朝鮮学校への適正な補助金交付を求める会長声明への賛同, 容認等を懲戒事由としたもの)が人種差別的な意図に基づくものであり, X の名誉, 信用等を侵害したなどと主張して 55 万円の損害賠償請求を求めた事案。

本判決は, 本件懲戒請求の当時, 弁護士会の役員でも会長声明の発出主体でもなかった X が対象とされた理由は, 民族的出身に着目したものであることが明らかであって, 民族的出身に対する差別意識の発現ともいべき行為であると認定したうえで, 不法行為を認め, 11 万円の損害を認めた。

【紹介済み判例】

福岡高判平成 30 年 9 月 20 日 判例時報 2463 号 62 頁

平成 30 年(う)第 127 号 有印私文書偽造・同行使, ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件(破棄自判(上告(上告棄却))

→上告審(最高裁令和 2 年 7 月 30 日, 平成 30 年(あ)1528 号)は法務速報 232 号 22 番にて紹介済み。

東京地判平成 31 年 2 月 21 日 判例時報 2464 号 31 頁

平成 29 年(ワ)第 20024 号(第 1 事件)・第 33214 号(第 2 事件)・平成 30 年(ワ)第 6794 号(第 3 事件) 建物明渡等請求事件, 独立当事者参加, 損害賠償請求事件 一部却下, 一部認容, 一部棄却(控訴, 取下げ, 確定)

→法務速報 227 号 9 番にて紹介済み。

東京高決令和元年 7 月 31 日 判例時報 2465・2466 号 119 頁

平成 23 年(お)第 6 号 再審請求事件(棄却(異議申立))

→法務速報 221 号 17 番にて紹介済み。

知財高判令和 2 年 2 月 12 日 判例時報 2463 号 44 頁

令和元年(行ケ)第 10125 号 審決取消請求事件(上告・上告受理申立て)

→法務速報 226 号 14 番にて紹介済み。

知財高判令和 2 年 2 月 28 日 判例時報 2464 号 61 頁

平成 31 年(ネ)第 10003 号 特許権侵害差止等請求控訴事件 変更(上告受理申立て)

→法務速報 227 号 11 番にて紹介済み。

最二判令和 2 年 3 月 6 日 判例時報 2464 号 3 頁

平成 31 年(受)第 6 号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

→法務速報 227 号 24 番にて紹介済み。

最三判令和 2 年 3 月 24 日 金法 2155 号 66 頁

平成 30 年(行ヒ)第 422 号 所得税更正処分取消等請求事件(破棄差戻)

→法務速報 228 号 12 番にて紹介済み。

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/339/089339_hanrei.pdf

東京高判令和 2 年 4 月 22 日 判例タイムズ 1479 号 66 頁

令和 2 年(う)第 162 号 現住建造物等放火, 器物損壊, 威力業務妨害, 非現住建造物等放火被告事件(控訴棄却, 上告(後上告棄却))

→法務速報 230 号 17 番にて紹介済み。

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/487/089487_hanrei.pdf

最三判令和 2 年 6 月 30 日 判例タイムズ 1479 号 5 頁

令和 2 年(行ヒ)第 68 号 不指定取消請求事件(破棄自判)

→法務速報 231 号 21 番にて紹介済み。

最三判令和 2 年 7 月 14 日 判例時報 2465・2466 号 5 頁

平成 31 年(行ヒ)第 40 号 求償権行使懈怠違法確認等請求及び共同訴訟参加事件(一部破棄自判, 一部上告棄却, 一部却下)

→法務速報 231 号 23 番にて紹介済み。

2. 令和3年(2021年)2月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・閣法 204 1

地方交付税法等の一部を改正する法律

・・・令和2年度における地方交付税の総額を確保するための所要の加算措置,同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金が増額,同年度に限り地方税の減収によって適正な財政運営を行うに必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に地方債を起すことができること等を定めた法律。

・閣法 204 2

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律

・・・国立研究開発法人情報通信研究機構について,高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務の対象の拡大,当該業務並びに情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究・開発に関する業務のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けること等を定めた法律。

・閣法 204 3

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

・・・令和元年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理について,財政法第6条第1項の規定の特例を定めた法律。

・閣法 204 5

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律

・・・国立研究開発法人科学技術振興機構の業務として,国立大学法人から寄託された業務上の余裕金の運用業務,国際的に卓越した科学技術の研究環境の整備充実,優秀な若年の研究者の育成等に関し大学に助成の業務を追加する等を定めた法律。

・閣法 204 6

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律

・・・新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において新型インフルエンザ等感染症と位置付けて所要の措置を講ずることができることとし,併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設けること等を定めた法律。

3. 2月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

鬼頭政人/著 中央経済社 255頁 3,520円

ゼロからわかる電子契約の実務

第二東京弁護士会 高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会“ゆとり～な”/編集 新日本法規 312頁 4,730円

Q&A 高齢者の財産管理をめぐる実務 -契約の選択・締結・履行・終了-★

笹川豪介 関原秀行 富田雄介 関口彰正/著 きんざい 114頁 1,650円

Q&A でわかる!デジタル遺産の相続

升田 純／著 民事法研究会 537 頁 6,160 円
名誉毀損 判例・実務全書 一判例分析からみる法理と実務一

4. 2月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

東京弁護士会／編 弘文堂 213 頁 2,530 円

Q&A ポイント整理 改正会社法

東京弁護士会 親和全期会／編著 第一法規 239 頁 2,750 円

こんなところではつまづかない！保全・執行事件 21 のメソッド

山下正弘／編著 半田 望 堀田義之 中野朋美 石田雄一 山下たか子／著 第一法規 271 頁 3,190 円

企業の悩みから理解する 弁護士として知っておきたい中小企業法務の現在

太田 弘 野沢大和／編集 商事法務 453 頁 4,950 円

令和元年 会社法改正と実務対応

濱本洋治／編著 立花書房 373 頁 3,025 円

事例式 令状実務担当者のための犯罪事実記載要領 77 の実事例に現れた問題点の分析と解説

日本組織内弁護士協会／監修 河野敬介 神内 聡／編 中央経済社 282 頁 3,520 円

Q&A でわかる業種別法務 学校

樋口 達／著 商事法務 169 頁 2,750 円

若手弁護士・法務担当者のための会計入門

木内道祥／監修 全国倒産処理弁護士ネットワーク／編 金融財政事情研究会 427 頁 4,950 円

全倒ネット 実務 Q&A シリーズ 通常再生の実務 Q&A 150 問★

5. 発刊書籍＜解説＞

「Q&A 高齢者の財産管理をめぐる実務 一契約の選択・締結・履行・終了一」

高齢者の財産管理について、各種契約、手続の説明と選択のポイント、メリットデメリット等の重要事項が一通り解説されており、高齢者に関する様々な業務を行う上で参考になる本である。

「全倒ネット 実務 Q&A シリーズ 通常再生の実務 Q&A 150 問」

通常再生について、基本的な説明も踏まえつつ、具体的な事例における再生手続きの留意点が解説されている。手続選択のポイントや手続の移行に関して解説がなされており、倒産業務を進める上で役に立つ本である。